

1) ふるさと納税とは

「ふるさと納税」とは、ふるさと（出身地や応援したい都道府県・市町村のほか、現在お住まいの市町村も対象です）への寄附をしていただいた場合に、その一部が所得税や現在お住まいの市町村の住民税から控除される制度です。

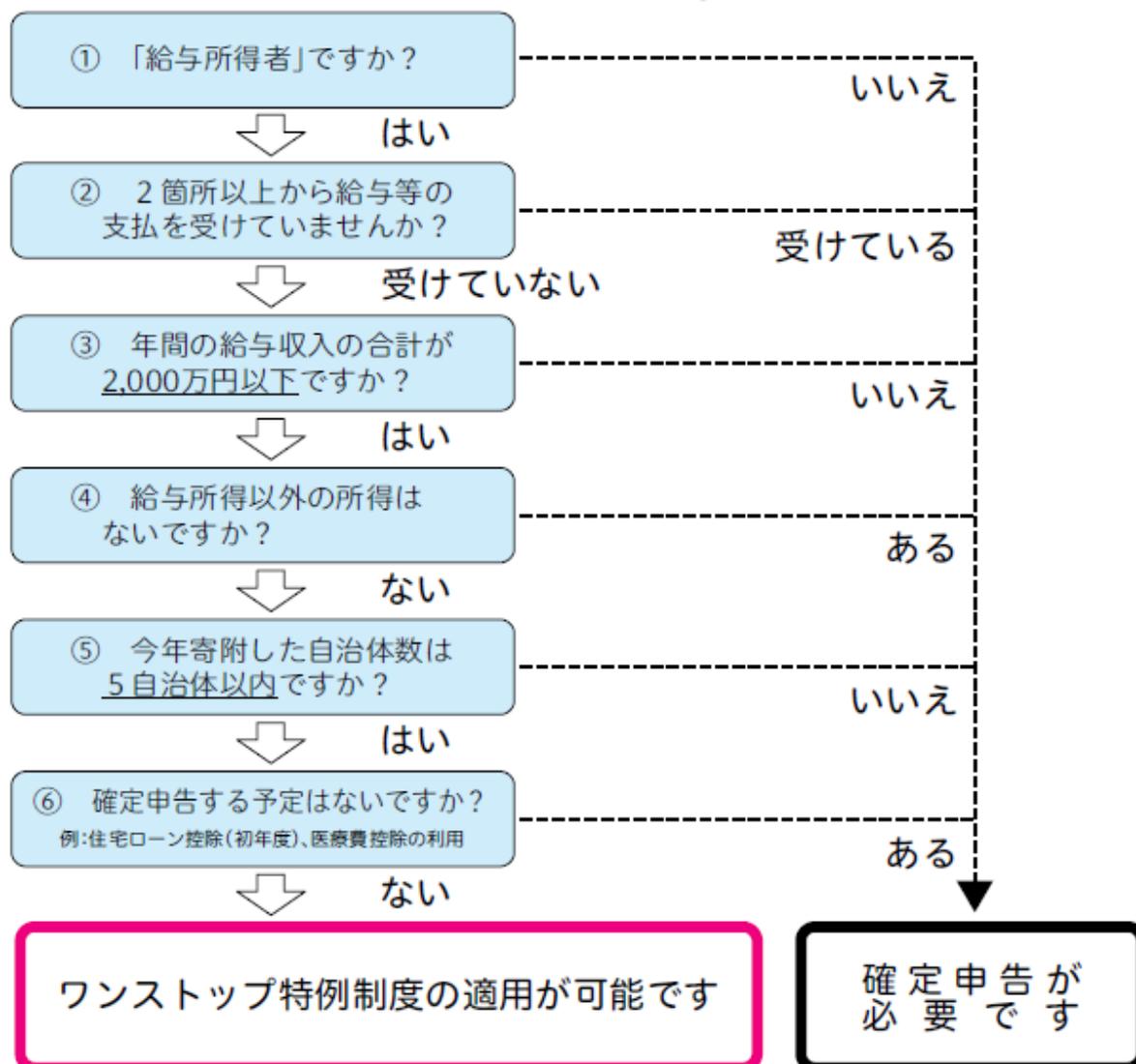
「ふるさとを大切にしたい」「ふるさとの発展のために何かしたい」という想いや願い、気持ちを叶えることができる制度として注目されています。

2) ワンストップ特例制度とは

確定申告、住民税申告が不要な給与所得者等の場合、寄附先が5団体までであれば申告が不要という制度です。寄附先の自治体へ「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出する必要があります。

《ワンストップ特例の適用確認シート》

※ 年金所得者に係る確定申告不要制度に該当される方は、⑤から確認してください。



3) 計算方法

●確定申告の場合 次の①～③の順で控除されます

- ①所得税（所得控除）（ふるさと納税額－2,000円）× 所得税限界税率×1.021
- ②住民税（基本分）（ふるさと納税額－2,000円）× 10%
- ③住民税（特例分）（ふるさと納税額－2,000円）× （90%－所得税限界税率×1.021） **(A)**

●ワンストップ特例制度を利用した場合 次の②～④の順で控除されます

- ②住民税（基本分）（ふるさと納税額－2,000円）× 10%
- ③住民税（特例分）（ふるさと納税額－2,000円）× （90%－所得税限界税率×1.021） **(A)**
- ④住民税（申告特例分） ③× 所得税限界税率×1.021 / 90%－所得税限界税率×1.021 **(A)**

※寄附金控除を受けられるのは、ふるさと納税をした名義人本人に限ります。

※総務大臣が指定した団体以外の自治体に寄附した分は、①所得税、②住民税（基本分）のみが控除されます。

※①は総所得金額等の40%、②は総所得金額等の30%、③は住民税の所得割額（調整控除額差引後）の20%が限度です。

【早見表】

(所得税の課税所得金額) － (調整控除額)	所得税限界税率		90%－所得税限界税率
		×1.021	×1.021 (A)
195万円以下	5%	5.105%	84.895%
195万円超 ～ 330万円以下	10%	10.210%	79.790%
330万円超 ～ 695万円以下	20%	20.420%	69.580%
695万円超 ～ 900万円以下	23%	23.483%	66.517%
900万円超 ～ 1,800万円以下	33%	33.693%	56.307%
1,800万円超 ～ 4,000万円以下	40%	40.840%	49.160%
4,000万円超	45%	45.945%	44.055%

※所得税限界税率について、課税総所得金額を有するが人的控除を引くとマイナスになる人や、課税総所得金額を有せず分離所得を有する人は、別計算になります。

(例) 給与収入が300万円（所得税限界税率10%と想定）の方が22,000円を寄附すると…
寄附金22,000円 ⇒ 自己負担額2,000円、所得税と合わせた控除額20,000円

適用下限額	所得税 (所得控除)	住民税 (基本分)	住民税 (特例分)
2,000円	(22,000円－2,000円)×10.21%	(22,000円－2,000円)×10%	(22,000円－2,000円)×(100%－10%－10.21%)
2,000円	2,042円	2,000円	15,958円

4) 限度額シミュレーション 自己負担2,000円の範囲で一番お得な寄附額っていくら？

$$\text{控除限度寄附額} = \frac{\text{住民税の所得割額（調整控除額差引後）} \times 20\%}{90\% - \text{所得税限界税率} \times 1.021} + 2,000 \text{円}$$

※寄附する時点では、その年の所得や所得控除が確定していないため、正確な上限額を算出することはできません。前年の収入や控除額を参考に計算することになります。

5) ふるさと納税FAQ

- Q1：住民税からの控除額は納税通知書のどこを見ればわかりますか。
A1：特別徴収の場合→摘要欄内「寄附控除」（ふるさと納税以外の寄附金控除も含む）※R7.1～
普通徴収の場合→「税額控除額」（調整控除以外の税額控除も同じ欄）

- Q2：確定申告で寄附金控除を付けたのに、住民税からは控除されていないようです。
A2：確定申告書第二表の「住民税に関する事項」に記載がない場合、所得税の控除のみとなっています。この場合は、住民税申告もすることで、住民税でも控除されます。

- Q3：ワンストップ特例を申請したのに、住民税から控除されていないようです。
A3：次のようなケースが考えられます。
 - ①確定申告・住民税申告をしており、ワンストップ特例が無効になっている。
 - ②寄附先が5団体を超え、確定申告が必要になっている。

- Q4：自治体から届いた寄附の証明書を無くしてしまいました。
A4：各種ポータルサイト（さとふる、楽天ふるさと納税等）が発行する「寄附金控除に関する証明書」を添付すれば、控除が受けられます。発行方法はサイトごとに異なるため、ご自身で確認してください。自治体によっては、証明書を再発行できる寄附先もあるようです。こちら各自治体のHPなどをご確認ください。

- Q5：自分の寄附金控除上限額が知りたいです。
A5：各種ポータルサイト内にて提供されているシミュレーターをご活用ください。
なお、シミュレーション結果はあくまで試算額です。今年の収入・扶養の状況等が変更になると控除上限額も上下することをご理解ください。

- Q6：寄附額 - 2,000円が住民税税額通知書の控除額と一致しないのはなぜですか？
A6：次のようなケースが考えられます。
 - ①寄附額 - 2,000円が寄附金控除上限を超えている。
 - ②確定申告をしており、所得税でも控除を受けている（税額控除ではなく所得控除）。
 - ③実際の所得税率ではなく、住民税上の課税総所得金額から人的控除差調整額を引いて出した税率が適用されるため（法附則第7条の2）、実際の所得税率と適用税率が異なる場合がある。

● Q7：サラリーマンで定年を迎え今年3月退職、退職金を受け取りました。還付確申を行います
が、ふるさと納税の控除上限額に影響はありますか？

A7：退職所得は現年分離課税となっており、翌年住民税を計算する際の課税総所得を増加させ
ないため、住民税の計算には影響しません。ただし、所得税に関しては影響がある場合が
あります。